

## 第 6 回放射線モニタリング指針検討会議事録

1. 開催日時 : 平成 25 年 9 月 24 日 (火) 13:15~15:00

2. 開催場所 : 日本電気協会 4 階 B 会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

- 出席委員: 吉林主査代行 (中部電力), 天野 (東北電力), 伊藤 (日本原電), 太田 (日立アロカ), 熊谷 (中国電力), 五嶋 (三菱重工), 小山 (日立 GE), 高平 (東京電力), 竹田 (電源開発), 沼端 (日本原燃) (計 10 名)
- 代理出席者: 浦戸 (四国電力, 青野代理), 柴 (原子力研究開発機構, 遠藤代理), 小田中 (東芝, 後藤代理), 荒巻 (関西電力, 中村代理), 石倉 (富士電機, 伊藤代理) (計 5 名)
- オブザーバ: 川西 (日本原電) (計 1 名)
- 欠席委員: 菊池 (北海道電力), 岸本 (北陸電力), 堀 (原子力研究開発機構), 柚木 (産総研) 吉永 (九州電力) (計 5 名)
  
- 事務局: 富澤 (日本電気協会) (計 1 名)

4. 配付資料

資料 6-1 委員名簿

資料 6-2 第 6 回放射線モニタリング指針検討会議事録 (案)

資料 6-3 放射線モニタリング指針改定作業におけるスケジュール及び分担 (案)

資料 6-4 「原子力発電所 放射線モニタリング指針改定比較表」 (案)

参考資料 1 今後の原子力規制委員会における民間規格の活用について

参考資料 2 規制庁が参画する規格策定委員会

参考資料 3 事故調報告書等 対応事項抽出事項を踏まえた指針改定対応案整理表

5. 議事

西本委員 (主査) が退任予定であり, 中部電力の吉林氏が代理出席し, 各委員の賛同を得て主査代行として議事を進めた。次回の放射線管理分科会において吉林氏が委員承認を受けた後, 本検討会の主査を務める旨について確認があり, 異論は無く了承された。

(1) 会議定足数などの確認

代理出席者を含めて出席委員数は 15 名であり, 検討会決議に必要な条件 (委員総数 (20 名) の 3 分の 2 以上の出席) を満たしていることを確認した。また, 各代理出席者について主査代行により承認された。前回議事録については資料 6-2 に訂正などはなく, 正式な議事録となった。

(2) 「原子力発電所 放射線モニタリング指針改定比較表」 (案)

前回 (第 5 回) の検討会後に主査より周知された分担案 (資料 6-3) 及びスケジュールの確認の後, 各委員 (中部電力, 電源開発, 東芝) が作成した指針の改定検討 (案) 合体版 (配布資料 6-4) について説明がなされた。

なお、日本原燃と東芝が作成した改定比較表は、個別に印刷されている指針改定内容を検討した（次回には合体版とする）。

## 【1. 序論】

→<現行欄>1.2 適用範囲「原子力発電所個人モニタリング指針・・・」の記載の内、「原子力発電所」に下線を追加する。

→1.2.2 再処理施設の解説 1-2 の「従事者等の線量管理のためのモニタリング」の枠の外側に「個人線量モニタリング」を追加する。

→1.2.2 再処理施設の解説 1-2 に記載の「作業環境モニタリング」の用語について、枠内に記載された「管理区域内環境維持管理のためのモニタリング」の意味合いが分かるように表現を見直す。

## 【2.1～2.3 関連法規等】

→今後再処理施設関係を追加し検討する。

→関係指針類の「(1)原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」は、規制委員会の新技術基準では既に取り込まれていると考えられることから削除する。

→関係指針類の(7)環境放射線モニタリング指針の記載に関連して、参考資料No.3 の「2.2 文部科学省測定方針との整合」、「放射線モニターに関する安全重要度の規定がMS1,MS2,MS3 として定められるか？」の検討が必要と抽出されている（具体的には環境モニタリングの部分で類似の記載があり、整合の確認が必要ではないか）。また、JEAC4611(安全機能を有する計測制御装置の設計指針)かJEAG4606(当指針)かを決める必要があるため、安全重要度に係る事項であるので、今後これらの記載内容を確認し検討する必要がある。

・その他の指針項目についても、指針改定対応案整理表に記載事項または疑問に思っている事項も含めて検討する。

・関係指針類に抜けていると思われる規則類があり、新技術基準では「原子力事業者の技術的能力に係る基準」が新たに作成されており(手順書に係る内容であるが)、例えばモニタリングポストのバックグラウンド低減対策をとることが技術的能力基準に記載されておりこちらを引用した方がよいと考える。また、指針の方で新たに策定された原子力災害対策審査指針が引用されていないため、これを引用した方がよいと考える。

・環境放射線モニタリング指針については改善の動きが、将来的にどうなるか注視しながら反映可否を検討していく必要がある。

・環境放射線モニタリング指針については、今現在の規制委員会では、引用している指針としては適當ではなく、示唆されており、原子力災害対策審査指針の補足説明資料を作成しつつあり、緊急時モニタリングの基本的な考え方が記載されている。

・緊急時対応については、JEAC4102(原子力発電所緊急時対策指針)と当指針との記載の棲み分けを検討していく必要がある。

## 【4. エリア放射線モニタリング】

→4.5 設計上考慮すべき事項(2)dの耐震クラスをA→Sへの変更理由は、新技術基準ではAクラスの記載が無く、耐震設計基準との整合により「S」と記載している。

→4.1 目的に記載の「安全設計審査指針」については、解説 3-1 及び 2.2 関係指針類等に記載の指針名称に準じて整合を図る記載とするよう修正する。

→4.2.1 エリア放射線モニタによる測定において、(1)bの記載文章については、事故時の測定には平常時のエ

リア放射線モニタで測定することは困難である。

- ・(2)の事故時の放射線モニタはCAMSと解釈している。格納容器内は、従来よりエリア放射線モニタである。

→今後の審査の状況を踏まえて記載事項を検討することとする。

→4.5 設計上考慮すべき事項の(2)事故時のエリア放射線モニタの「なお、事故時における…」で記載しているモニタは、重大事故時ではなく、平常時よりも高いレンジで測定可能なモニタを想定した記載としているが、燃料プール上部或いは中央制御室の空間線量率を測定するようなエリアモニタと読めてしまう可能性もあるため、具体的な要求内容が分かるように記載文の適切化を検討し見直しをする。

### (3)今後の検討内容等

- 1) 日本原燃の再処理施設の指針内容については、次回に検討する。
- 2) 次回の検討会では、「3.プロセス放射線モニタリング」及び本日検討ができなかった指針改定内容について行うこととする。
- 3) 本日の検討した結果を踏まえ、各分担毎の見直し版を事務局に送付する。
- 4) 次回の検討会にあたっては、全ての合体版として検討できるよう準備し、各委員へ事前送付する。

### (4)その他

次回の開催日時は、主査代行と事務局で調整を行ない各委員の都合を考慮し周知することとした。

以上